

◇番号：202402

◇研究機関名	岡山大学	◇不正の種別	不正受給
◇不正受給が行われた年度	令和2年度～令和3年度	◇最終報告書提出日	令和6年9月26日
◇不正に受給された研究費の額	21,450,000円	◇不正受給に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和5年12月11日、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）から、研究活動における不正行為等に係る調査依頼文書が岡山大学長あてに送付された。

【調査に至った経緯等】

AMEDからの調査依頼を踏まえ、「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（平成27年岡大規程第20号）」第8条第1項に基づき、予備調査委員会を設置し調査した結果、令和6年1月4日に本調査の実施を決定し、令和6年1月24日に研究活動調査委員会を設置し、調査を開始した。

◇調査

【調査体制】

研究活動調査委員会（学内委員3名、弁護士1名を含む学外委員4名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和6年3月5日（火）～令和6年8月9日（金）

・調査対象

調査対象者：元岡山大学学術研究院医歯薬学域教授1名

調査対象経費：令和2年度～令和3年度 AMED 次世代がん医療創生研究事業

・調査方法

研究開発提案書の精査、調査対象者から提出された書面に係る調査等を実施した。

◇調査結果

【不正の種別（例）不正受給、架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕等】

不正受給

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

元教授が本来確保されるべき研究公正を著しく軽視して論文作成を行ったことが不正等の主な発生要因であると判断する。

・手法

元教授は、AMEDの「令和2年度次世代がん医療創生研究事業」申請時に、後に研究不正として認定されるNature Neuroscience誌の研究成果等を基に研究開発提案書を作成していた。

・不正に受給された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正受給額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
AMED 次世代がん医療創生研究事業	13,000,000 円	令和2年度	1 人
	8,450,000 円	令和3年度	1 人
計	21,450,000 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正等が行われた研究課題によって購入した物品は、消耗品、図書費、委託費、学内取引であり、全て研究に使用されていることが確認されていることから元教授による私的流用はなかったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

元教授が「令和２年度次世代がん医療創生研究事業」申請時に提出された研究開発提案書は、不正論文の研究成果を基に作成されたものであること、及び Nature Neuroscience 誌の当該分野における影響度の大きさや、研究計画提案書における不正論文に係る記載の頻度や態様などから考えれば、不正論文が審査側に影響を与えた可能性は極めて高いと推測されることを認定し、総合的に判断した結果、本事案は研究費の不正受給に該当するものと結論付けた。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

元教授は、令和５年３月３１日付けで岡山大学が研究活動上の不正行為として認定した事案（以下、「前回調査」という。）について、故意の研究不正行為であることを認めていない。このたび実施した書面調査においても、当該論文には研究不正はないため不正受給には当たらないとの主張を繰り返している。また、前回調査において不正等の動機を明らかにすることはできなかったが、今回の調査においても同様の状況にある。よって、研究活動調査委員会としては、このたびの不正等の発生要因については、前回同様、元教授が本来確保されるべき研究公正を著しく軽視して論文作成を行ったことが不正等の主な発生要因であると判断する。

【再発防止策】

岡山大学では、従前より教職員、学生に対する研究倫理教育及び公的研究費等の不正使用防止に係るコンプライアンス教育（以下「コンプライアンス教育」という。）に力を入れ、研究公正の貫徹に取り組んでいるところであるが、令和５年度のコンプライアンス教育から見直しを行い、再受講の頻度を数年に一度から毎年一度に変更し、構成員全員に毎年最新の内容を受講させることとした。また、このたびの事案を重く受け止め、コンプライアンス教育において、研究費の採択に影響を与えた研究成果等に研究不正が認定された場合には、当該研究費を受給することが、偽りその他不正の手段により競争的研究費等を受給するものとして不正受給に該当する場合がある旨を周知・徹底することとした。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

元教授は既に令和５年４月１４日付けで懲戒解雇処分を受けているため、重ねての処分は行わない。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

該当なし。

・刑事告発

行わない。

・本件の公表状況

岡山大学元教員による公的研究費の不正受給に係る調査結果について 令和６年１０月１１日 プレスリリースするとともに、岡山大学ホームページにて公表。（氏名公表あり）